

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
3月30日  
(金曜日)

## 目次

○人委規則	一
等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則	二
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	二
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	二
特勤勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	二
職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	三
職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	三
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県人事委員会

## 山口県人事委員会規則第三号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則(平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項中「農林事務所森林部流域管理室水産事務所次長の職務(防府

水の職務  
水産事務所次長の職務に限る。）」、「副課長の職務」、「防府西高等学校事務長」及び、「長府高等学校事務長」を削り、「下関中央工業高等学校事務長、下関工業高等学校事務長」を「下関工科高等学校事務長」に改め、同表六級の項中「消防防災航空センター所長の職務」を「消防防災航空センター所長の職務」に、「山口ゆめ花博推進室長の職務」に、「農林事務所次長の職務」を「農林事務所副部長の職務」と改め、「水産事務室長の職務」を「水産事務室長助理の職務」と改め、

農林水産事務所次長の職務  
農林水産事務所副部長の職務  
農林水産事務所企画部長の職務  
農林水産事務所畜産部部長の職務  
農林水産事務所病性鑑定室長の職務  
農林水産事務所企画部長の職務  
農林水産事務所副部長の職務  
農林水産事務所企画室長の職務

務所次長の職務(防府水産事務所次長の職務を除く。）」、「防府西高等学校事務長」及び、「長府高等学校事務長」を削り、「下関中央工業高等学校事務長、下関工業高等学校事務長」を「下関工科高等学校事務長」に改め、同表七級の項中「農林事務所次長の職務」を「農林水産事務所次長の職務」に改め、「博物館長の職務」を削り、同表八級の項中「教育次長の職務」を削り、同表九級の項中

知事の事務	本庁部長の職務 会計管理局長の職務
知事の事務	本庁部長の職務 会計管理局長の職務
教育委員会の事務部局	副教育長の職務

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表七級の項中「広域自動車警ら隊長の職務」を削る。

別表のハ 研究職給料表等級別職務区分表三級の項中「博物館主査の職務」を「博物館主査の職務(特に認めるもの)」に改め、同表五級の項中



周南警察署大津島警察官駐在所

二 級 地

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号ホ中「山口県下関水産振興局又は水産事務所」を「農林水産事務所又は山口県下関水産振興局」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成二十八年山口県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第十四条第十二号中「第九条第一項に規定する局次長、同条第二項」を「第九条第二項」に改め、「同条第三項に規定する」の下に「局次長、」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「調整監、」を削り、「営繕班長」を「施設マネジメント推進班長」に、「主査及び主任」を「主査」に、「山口ゆめ花博推進室の室長及び室次長」を「山口ゆめ花博推進室の室長」に改め、「地域安心・安全推進室、」、「指導監査室」及び「及び団体指導室」を削り、

健康福祉センター

所長 次長 部長 副部長 総務課長

を

健康福祉センター

所長 次長 部長 副部長

に、

農 林 事 務 所

を 農 林 水 産 事 務 所

に、

下 関 水 産 振 興 局

局長 次長 総務課長

を

水 産 事 務 所

所長 次長 総務課長

下 関 農 林 事 務 所

所長 次長 部長 副部長 総務課長

に改め、同表

下 関 水 産 振 興 局

局長 次長 総務課長

教育委員会の事務局等の項中「教育次長」を「副教育長」に、「主査、主任(職員定数担当のものに限る。 )及び管理主事 高校教育課(管理班に限る。 )の教育調整監、主幹、主査、主任(職員定数担当のものに限る。 )及び管理主事」を「主査(経理担当のものを除く。 )、主任(職員定数担当のものに限る。 )及び管理主事」に改める。

附 則

平成三十年三月三十日印刷  
平成三十年三月三十日発行

発行人  
所

山口県知事  
庁

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。